

改正案	現行
<p style="text-align: center;">(繰上償還等)</p> <p>第十五条 令第八条第三項ただし書、令第三十一条の六第三項ただし書及び令第三十七条第三項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第二十七号)により知事に償還届出書(様式第二十七号)により知事に申し出るものとする。</p> <p>2 令第八条第四項、令第三十一条の六第四項及び令第三十七条第四項の規定により既に交付を受けた貸付金を償還することとなつた者は、遅滞なく繰上償還申出書に当該償還に係る大学等修学支援令第七条第三号に規定する大学等修学支援をいう。)を受けることとなつた日及びその額が分かる書面を添えて知事に届け出なければならぬ。</p> <p>3 知事は、前二項の規定により繰上償還申出書を受領したときは、繰上償還届出書(様式第二十八号)により当該申出者又は届出者に通知する</p>	<p style="text-align: center;">(繰上償還)</p> <p>第十五条 令第八条第三項ただし書、令第三十一条の六第三項ただし書及び令第三十七条第三項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第二十七号)により知事に申し出るものとする。</p> <p>新設)</p> <p>2 知事は、前項の申出書を受領したときは、繰上償還通知書(様式第二十八号)により当該申出者に通知するものとする。</p>

ものとする。

（据置期間の延長）

第十六条 令第八條第六項、令第三十一條の六第六項及び令第三十七條第六項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、据置期間延長申請書（様式第二十九号）に被害の種類及び程度を記載した書類を添えて知事に申請しなければならない。

2
略）

（据置期間の延長）

第十六条 令第八條第五項、令第三十一條の六第五項及び令第三十七條第五項の規定により据置期間の延長を受けようとする者は、据置期間延長申請書（様式第二十九号）に被害の種類及び程度を記載した書類を添えて知事に申請しなければならない。

2
略）